壱岐市農業委員会定例会(令和3年6月) 議事録

1. 開催日時 令和3年6月25日(金) 午前10時

2. 開催場所 壱岐市役所石田庁舎 2階 第4会議室

3. 出席委員 ・・・・ 農業委員会長 外 農業委員 18名

4. 欠席委員 無

5. 事務局職員 事務局長・・・・ 事務局長補佐 ・・・・ 係長 ・・・・

6. 議事日程

第1. 議事録署名委員の指名 ・・委員 ・・委員

第2. 議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第33号 壱岐農業振興地域整備計画変更(除外)に対する 意見について

議案第34号 壱岐農業振興地域整備計画変更(軽微な変更)に 対する意見について

議案第35号 令和3年度農用地利用集積計画の承認について (第2回)

7. 報告事項 農業用施設等届出書について 許可不要案件届出書について

8. その他

事務局 皆さん改めましてお早うございます。

ご案内の時間前ではありますけど、全員お揃いでありますので、只今より 令和3年6月の農業委員会の総会を開催致します。

本日の出席委員は19名中19名で過半数を超えておりますので、総会は成立を致しております。

それでは、・・会長に挨拶をお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

議長 【会長挨拶】

それでは、早速これより議事に入りたいと思います。

まず日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。「壱岐市 農業委員会会議規則第18条第2項」に規定する議事録署名委員ですが、議長 より指名させて頂いてよろしいでしょうか。【はいの声あり】

本日の議事録署名委員は、・・委員、・・委員にお願いを致したいと思います。 よろしくお願い致します。 なお、本日の会議書記には事務局の・・係長を指名致します。

それでは、日程第2の議案第31号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局より議案の説明を求めます。

事務局 はい、議案第31号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地 の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定 の要がある。

所有権移転の案件が7件あがっております。受け手は、個人及び農地所有適格化法人でありますので、「農地所有適格化法人以外の法人」ではないので、 適用はありません。

また、農地を譲り渡すことを目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではないので、「信託要件」の適用もありません。

それから、7件共売買、贈与ですので、又貸し、「転貸禁止要件」にも当たりません。

従いまして、「全部効率利用要件」、取得しようとする者が、農地全てを効率 的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力 が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。

「農作業常時従事要件」、取得側が年間150日以上従事していること。

「下限面積要件」、取得後の面積が50アール以上かどうか。

「地域との調和要件」、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないかと、いうような4つの内容を審議して頂くことになります。

22番 土地の所在

郷ノ浦町片原触 字鮒川 ・・・・ 地目 畑 面積 1,683㎡

経営地は、田が7,894㎡、畑が21,656㎡、計29,550㎡です。 申請理由

譲渡人 譲受人の要望により売却する。

譲受人 購入し農業経営規模を拡大する。ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」でありますが、経営状況は、主にオリーブの栽培です。 農機具は、ユンボ、乗用草刈機、運搬車を所有されてあります。

構成員は2名、常時雇用者6名、パート職員4名で農作業に従事されてあります。通作距離は600m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、農地所有適格化法人である為、適用はありません。「下限面積要件」は問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、オリーブを作付ける予定であり、周辺農地

への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。6月21日に・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・委員。

・・委員 皆さんお早うございます。武生水地区担当の・・です。事務局からの説明が ありました通り21日にオリーブ園の代表者の方と現地確認を致しました。

> 申請地は、耕作放棄地の状態で竹が繁殖するような状態となっておりました 所を、壱岐オリーブ園さんが購入されて、オリーブを植えるということであり ます。

> 最初に作られたオリーブ園が堤を挟みまして近くにあります。何ら問題はないと思いますが、皆様のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか?【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第31 号22番は決定いたします。

続きまして、23番24番は関連がございますので、一括上程致します。説明を求めます。

事務局 はい、23番と24番は一括して説明致します。

23番 土地の所在

郷ノ浦町志原南触 字片江 ・・・・ 地目 田 面積 1,048㎡

経営地は、畑が529㎡です。

申請理由

譲渡人 実質的に譲受人に売却している農地について、正式に許可を得るため。

譲受人 正式に譲り受け、引き続き耕作に従事する。ということです。 権利の設定内容は、売買です。

続きまして、2頁の24番 土地の所在

郷ノ浦町志原南触 字大宝 ・・・・ 地目 畑 面積 1,096㎡

同じく ・・・・ 地目 田 面積 175 m²

同じく ・・・・ 地目 畑 面積 8.58 m²

同じく ・・・・ 地目 田 面積 5 4 4 m²

郷ノ浦町志原南触字高田川 ・・・・ 地目 田 面積 1,145㎡

同じく ・・・・ 地目 田 面積 1,265㎡

田が4筆で3, 129㎡、畑が2筆で1, 104.58㎡ 計6筆で4, 2

 $33.58 \,\mathrm{m}^2$

経営地は、畑が529㎡です。

申請理由

譲渡人 実質的に譲受人に売却している農地について、正式に許可を得るため。

譲受人 正式に譲り受け、引き続き耕作に従事する。ということです。 権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」でありますが、経営状況は、主に水稲の作付け及び野菜の栽培です。

農機具は、管理機、トラクター、草刈り機、軽トラを所有してあります。田植え、稲刈りは委託をされてあります。農作業暦は本人が20年、母25です。通作距離は遠いもので700m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、今まで通り水稲、野菜を作付ける計画であ り、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。6月21日に・・委員さんと譲受人のお母さん立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長はい、・・委員。

・・委員 皆さんお早うございます。志原地区担当の・・です。只今、事務局から説明 のあっ通り6月21日に譲受人のお母さん立ち会いの下、現地を確認しました。 23番と24番の申請農地は、・・さんが以前から管理をされてある農地で ありまして、正式な手続きを経て引き続きお母さんと娘さんで水稲・野菜を耕作されるという事でありましたので、皆様方のご審議をよろしくお願い致しま

す。以上です。

議長 はい、23番24番の補足説明をして頂きましたが、どなたかご質疑ございませんでしょうか?【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、 議案第31号23番と24番は決定いたします。

続きまして、25番の説明を求めます。

事務局 はい、25番 土地の所在

芦辺町箱崎釘ノ尾触 字丸尾 ・・・・ 地目 田 面積 958㎡

芦辺町箱崎釘ノ尾触 字西籠 ・・・・ 地目 田 面積 870㎡ 同じく ・・・・ 地目 田 面積 909㎡

計 田が3筆で2, 737m²

譲渡人、・・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・・

経営地は、田が5,828㎡、畑が14,864㎡、計20,692㎡です。 申請理由

譲渡人 現在、耕作中の譲受人へ売却したい。

譲受人 譲渡人の要望により買い受けて、引き続き耕作に従事するということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」でありますが、経営状況は、主に水稲・飼料の作付けです。

農機具は、トラクター、田植え機、稲刈り機、軽トラを所有してあります。 農作業暦は本人35年、妻30年です。通作距離は遠いもので1.5km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、既に水稲を作付けてあり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。6月21日に・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長はい、・・委員。

・・委員 皆さんお早うございます。箱崎北部地区担当の・・です。今、事務局から申されました様に21日に現地確認を行いました。譲渡人の・・さんは昨年まで牛を飼っておられましたが、高齢で後継者もこちらには居られないという事で牛も止められました。

それから・・さんは、両親が長年タバコ耕作者でございましたが、これも2年位前に止められまして現在は和牛の繁殖をやられております。畑の方が沢山ありますが、タバコ耕作者の為に畑が多かったようでございますが、この度、牛をやられますので、水田が欲しいという事でお互いが合致したようで2反7畝程買われてあります。

今、水稲を作られておられますが、将来的には水稲かWCSも作っていきたいという事でございました。

皆様方のご審議よろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか?【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第31 号25番は決定いたします。

> 次の26番につきましては、・・委員の関係の案件でございますので、会議 規則第15条に従いまして、退席をお願い致します。

-----(·•委員退席) ------

事務局の説明を求めます。

事務局 はい、3頁をお願いします。26番 土地の所在

芦辺町箱崎江角触 字彦四郎 ・・・・ 地目 田 面積 666 m²

譲渡人、・・・・・・・・・

経営地は、田が39,346㎡、畑が8,014㎡、計47,360㎡です。 申請理由

譲渡人 現に耕作している譲受人へ売却したい。

譲受人 譲渡人の要望により買い受けて、引き続き耕作に従事する。という ことです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」でありますが、経営状況は、主に水稲、飼料の作付けです。

農機具は、トラクター、タイヤショベル、2 t ダンプ、軽トラを所有してあります。田植機、コンバインは共同のものを利用されてあります。農作業暦は本人50年、妻45年、子20年です。通作距離は1.8km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、既にWCSを作付けてあり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。6月21日に・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・委員。

・・委員 皆さんお早うございます。・・でございます。私は直接ここの土地の管轄ではありませんけども本人が議事参与の制限に基づき出ておられますので、私が説明したいと思います。

事務局が申しましたように21日に現場立ち会いを致しました。申請農地は シクリもありませんし立派な所であります。面積も666㎡でゾロ目でござい ます。本人は大きな声では言えませんが、大分歳でございますけども息子さん が今、頑張っておられまので、後継者は問題ないと思います。それと今月一杯 で・・さんとの流動化の期限が切れるそうでございますので、買ってくれない かと相談を受けて買うという話になったようでございます。

議長

何ら問題はないと思いますので、皆さん方のご審議よろしくお願い致します。 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでし ょうか?【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第31 号26番は決定いたします。

-----(・・委員入席) -----

続きまして、27番の説明を求めます。

事務局 はい、27番 土地の所在

> 石田町筒城仲触 字苽田 地目 田 面積 $360 \, \text{m}^2$ 石田町筒城仲触 字花川 田 面積 $283 \, \text{m}^2$ 地目 同じく 地目 田 面積 1, 433㎡ 同じく 地目 面積 $684 \, \text{m}^2$ 田 同じく 地目 田 面積 $648 \, \text{m}^2$ 石田町筒城仲触 字野中 地目 田 面積 $648 \, \text{m}^2$ 石田町筒城仲触 字白石 地目 面積 $346 \, \text{m}^2$ 畑 同じく 地目 面積 1,695㎡ 田 同じく 地目 $9.1.2 \, \text{m}^2$ 田 面積 同じく 地目 田 面積 1,040㎡ ・・・・ 地目 田 面積

田が10筆で7,938㎡、畑が1筆で346㎡ 計11筆で8,284㎡ 譲渡人、・・・・・・・・・

 $2\ 3\ 5\ \text{m}^2$

譲受人、・・・・・・・・・

石田町筒城仲触 字宮田

経営地は、田が2,079㎡、畑が2,231㎡、計4,310㎡です。 申請理由

譲渡人 亡夫の実家の農地で、亡夫が相続していたが、実家の・・家へお返 しする。

譲受人 譲渡人の要望により受贈し、耕作に従事する。ということです。 権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」でありますが、経営状況は、主に水稲の作付け及び野 菜の栽培です。

農機具は、管理機、トラクター、草刈り機を所有してあります。田植え、稲 刈りは委託をされてあります。農作業暦は本人が40年、子15年です。通作 距離は遠いもので1.4km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、水稲、野菜を作付ける計画であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。6月21日に・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、ここは私の担当でありますが、・・委員 さんにお願いをしております。一つ補足説明をお願いします。

・・委員 議長。

議長 はい、・・委員。

・・委員 皆さんお早うございます。今、事務局から説明がありました通り担当地区は 会長の所でありますけど、私が代理で現地を21日に確認して参りました。

この理由の中に書いてありますように・・さんが次男さんの方にその親さんが弟さんの方に名義をかえてあったそうです。それを今度亡くなったので耕作が出来ず実家に返すという事で、・・さんが譲り受けて耕作して行くという事でした。そのような事ですので周辺農地への影響もありませんので、別段、何ら問題はなかろうかと思いますが、皆さんのご審議をよろしくお願い致します。

議長 私からも補足説明を致します。今、・・さんもおっしゃったように箱崎の方に弟さんが養子さんにいってありました。そして早くにお亡くなられたものですからもう実家の方に返すといいますか農地は石田の方にありますが、実家のお母さんにやってもらうという事で農業委員会の方にそのように来ておられましたので、皆さんのご審議をよろしくお願い致したいと思います。

何かご質疑ございましたらよろしくお願い致します。

・・委員 議長。

議長はい、・・委員。

・・委員 長男さんはおられないのですか。

議長 長男さんは早くに皆さんもご案内のように外国の海外派遣という職につい てありましてアフリカによく行ってありましたが、体調を壊されて、この弟さ んより早く亡くなられております。

・・委員 そうですか。

議長 はい。そういう事で今、実家には子供さんとお嫁さんが居られますが田やなんか荒らす訳にはいかないのでやるという事のようでございますので、よろしいでしょうか。皆さん外に質疑ございませんでしょうか。

【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第31号27 番は決定いたします。 続きまして、議案第32号「農地法第5条の規定による許可申請について」 を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、4頁をお願いします。

議案第32号「農地法第5条の規定による許可申請について」、農地の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

7番 土地の所在

郷ノ浦町渡良東触 字牧ノ口 ・・・・の一部 地目 畑 面積 2,08 7㎡のうち400㎡

転用目的 風況観測機器設置

申請理由 風況観測機器を取り付けたトラス状構造物を設置し、上空の風況 観測データを取得するため、申請地を借り受けたいので申請します。というも のです。権利の設定内容は、賃借権です。3年以内の一時転用で3年後には農 地に戻すことになります。

農振農用地区域内の農地で、壱岐市よりこの申請が農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがない旨の意見書を頂いております。

位置図、写真、配置図は5頁から7頁です。7頁の配置図をご覧ください。 緑色で着色している部分が一時転用部分になります。6月21日に・・委員さんと借受人の従業員立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長はい、・・委員。

・・委員 担当地区の・・でございます。今、事務局の方から説明がありましたように3年間の一時転用というような形になります。一応この会社の・・さんという方と話をした中では高さが60m位の高さになるという事で、危なくないかという事でお尋ねしました所、鹿児島でも同様の構造で台風等にも耐えているという事で問題は無いというふうに思うという事でございます。

それから公民館の方にも高い塔でございますので、一応同意を得ているという事でございます。それとこの図面にも書いてあります支線と本体以外の空地につきましては、従来通り牛の飼料を作付けするという事でございますので、別段問題はなかろうかというふうに思っておりますので、皆さん方のご意見をお願い致します。以上です。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか?【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第32 号7番は意見を付して進達致します。 続きまして、議案第33号「壱岐農業振興地域整備計画変更(除外)に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、8頁をお願い致します。

議案第33号 「壱岐農業振興地域整備計画変更(除外)に対する意見について」農業振興地域の整備に関する法律第13条の規定により、次の農業振興地域内農用地区域の除外申請について、市から意見を求められたので、審議のうえ意見を付して回答をする要がある。

4番 土地の所在、

郷ノ浦町大原触 字女鳥 ・・・・ 地目 畑 面積 6 7 9 ㎡ 除外目的、住宅用地

申請理由、申請地を次男の住宅用地として整備したいため、農振農用地からの除外を申請します。というものです。位置図、写真、配置図は11頁から13頁です。

6月21日に・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長はい、・・委員。

・・委員 担当の・・です。事務局の説明のとおり6月21日に申請人の・・さん立ち会いの下、現地確認を致しました。

次男さんは、平成25年に長崎から帰郷されまして現在は老健壱岐の方に勤務されておられます。現在ご両親と同居をされておりますが、同敷地内の本家の方には、長男さんご家族が住んでらっしゃいます。

次男さんは年内にご結婚の予定で同居の家は手狭ということでありまして、 申請地に住宅を建てたいという事で農用地区域の除外申請を行いたいという 事であります。

皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。以上です。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか?【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第33 号4番は意見を付して回答致します。

続きまして、5番の説明を求めます。

事務局 はい、5番 土地の所在、

郷ノ浦町坪触 字雲林 ・・・・ 登記地目 畑 現況地目 宅地 面積 3 1 ㎡

除外目的、住宅用地

申請人、・・・・・・・・・

申請理由、隣接する申請地の法部分の石積擁壁が以前より崩壊しており、所有者より申請地の譲受に関する同意を得られたため、宅地造成工事を施工する際に擁壁の補修工事を同時施工したもので、長崎県より追認許可相当と判断をされたことから、農地法第5条の許可申請に先んじて農振農用地からの除外を申請します。というものです。位置図、写真、配置図は14頁から16頁です。

6月21日に・・委員さんと申請人のお父さん立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長はい、・・委員。

・・委員 はい、皆さんお早うございます。担当の・・です。只今、事務局から説明 がありました通り21日に・・さんのお父さんの方と立ち会いを行いました。

ここの理由に書いてあります通りがけ崩れの所を補修した際に若干食い込みまして16頁の配置図をみてわかられるように食い込んでいる部分がきちんと整理をしなければいけないという事で前の地主さんも同意をされておりますので、何ら問題はないかと思います。

皆様のご審議よろしくお願いします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか?【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第33 号4番は意見を付して回答致します。

続きまして、5番の説明を求めます。

事務局 はい、9頁をお願い致します。6番 土地の所在、

勝本町西戸触 字西戸 ・・・・の一部 地目 畑 面積 1,120㎡の うち84㎡

除外目的、資材置場

申請人、・・・・・・・・・

申請理由、申請地を資材置場として整備したいため、農振農用地からの除外を申請しますというものです。位置図、写真、配置図は17頁から19頁です。

6月21日に・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長はい、・・委員。

- ・・委員 皆さんお早うございます。担当の・・です。事務局と6月21日に現地を 確認致しました。
 - ・さんは建設業を営んでおられますので、申請地と申請地横にあります

自己所有の山林等と一帯で会社の資材置場として利用したいため農用地区域の除外申請をお願いしますという事でございます。

皆様のご審議をお願いします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか?【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第33 号6番は意見を付して回答致します。

続きまして、7番の説明を求めます。

事務局 はい、7番 土地の所在、

勝本町西戸触 字西戸川 ・・・・の一部 地目 畑 面積 2,217㎡ のうち430㎡

除外目的、住宅用地

申請人、・・・・・・・・・・

申請理由、申請地を購入して住宅用地として整備したいため、農振農用地からの除外を申請します。というものです。位置図、写真、配置図は20頁から22頁です。

6月21日に・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長はい、・・委員。

- ・・委員 皆さん引き続き補足説明を致します。事務局の説明の通り6月21日に本人さん立ち会いの下、現地確認を致しました。
 - ・・さんは、お父さんが亡くなられてから壱岐に帰ってこられて、現在、借家住まいでありますが、その借家を持ち主に返還しなければならないという事で、申請地に住宅を建設したいという計画で農用地区域の除外申請を行いたいという事でございます。

平屋建てで合併浄化槽も設置される予定でありますので、周辺農地への影響はないと思いますが、皆様方のご審議をよろしくお願いします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか?【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第33 号7番は意見を付して回答致します。

続きまして、8番の説明を求めます。

事務局 はい、10頁をお願い致します。8番 土地の所在、

芦辺町諸吉仲触 字椿山 ・・・・ の一部 地目 畑 面積 949㎡の うち498㎡

除外目的、住宅用地

申請人、・・・・・・・・・

申請理由、申請地を祖母より譲り受けて住宅用地として整備したいため、農振農用地からの除外を申請します。というものです。

位置図、写真、配置図は23頁から25頁です。

6月21日に・・委員さんと申請人それから申請人のお父さん立ち会いの下、 現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・委員。

・・委員 皆さんお早うございます。地区担当の・・です。

只今、事務局より説明のあった通り6月21日に・・さん4世代お孫さんまで一緒に来てありました。その立ち会いの下、現地を確認致しました。

・・さんは、現在、市営住宅に住んでおられますので、私は最初箱崎地区と 書いてあるからなぁと思っておりましたら住宅に住んでありました。

それで、お婆さんの申請地を譲り受けて、持ち家を建築したいという事で農 用地区域の除外申請を行いたいという事です。

実家からも150mから200m程度の場所で周辺農地はお婆さん名義の 農地のみで十分距離をおいて建築されるようでありますので、何ら問題はなか ろうかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか?【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第33 号8番は意見を付して回答致します。

> 続きまして、議案第34号 「壱岐農業振興地域整備計画変更(軽微な変更) に対する意見について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局はい、26頁をお願いします。

議案第34号 「壱岐農業振興地域整備計画変更(軽微な変更)に対する意見について」農業振興地域の整備に関する法律第13条同法施行令第10条の規定により、次の農業振興地域内農用地区域の用途区分変更申請について、市から意見を求められたので、審議のうえ意見を付して回答をする要がある。

8番 土地の所在、

芦辺町諸吉二亦触字西林・・・・地目田 面積69 m²同じく・・・・地目田 面積233 m²

計 田が2筆で302㎡

変更の内容、農業用施設用地

申請理由、申請地に農業用倉庫を建築したいので、用途区分の変更を申請します。というものです。位置図、写真、配置図は27頁から29頁です。6月21日に・・委員さんと申請人の息子さん立ち会いの下、現地確認を行ってお

ります。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

はい、・・委員。 議長

はい、担当の・・です。先程、事務局から説明のあった通りです。 委員

> ・・さんの息子さんは昨年度、・・さんの所で農業研修をして、今、花の栽 培に取り組んでおられます。ハウスを建てヒマワリの出荷等色々してあります ので、出荷の作業場が少々手狭になっておりまして、この度農業用倉庫を申請 したいという事で農用地区域の用途区分の変更を行いたいという事でありま

> 隣接農地とは、前には道路がありまして、十分距離をおいて建設されます ので、何ら問題はないかと思います。皆さんのご審議をよろしくお願いします。

> はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでし ょうか?【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第34 号8番は意見を付して回答致します。

> 続きまして、議案第35号 「令和3年度 農用地利用集積計画の承認につ いて(第1回)」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、26頁をお願いします。

> 議案第35号 「令和3年度 農用地利用集積計画の承認について」、今年 度2回目になります。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、 下記農用地利用集積計画の決定について意見を求められております。

今回、利用権設定の件数は41件、借手が25人、貸手が41人です。

田が74筆で89,835㎡、畑が28筆で33,936㎡、合計が102 筆で123、771㎡となっております。

この件につきましては、地区担当の農業委員・推進委員皆様方の署名・押印 を頂いておりますので、今回、この一連につきましては、ご承認を頂きたいと 思います。内容につきましは、31頁~34頁に掲載を致しております。

どうぞよろしくお願い致します。

はい、以上の説明でございますけど、この件につきましては、よろしいで しょうか。【はいの声あり】それではご異議ないようですので、議案第35号 も決定致します。

続きまして、報告事項 「農業用施設等届出申請について」 事務局の報告 をお願いします。

はい、報告事項が農業用施設等届出書と農地転用許可不要案件届出書が提 事務局 出されておりますので、報告を致します。35頁をお願いします。

> 報告事項、「農業用施設等届出申請について」、農業用施設等届出書が次のと おり提出されましたので報告いたします。

議長

議長

2番、土地の所在

勝本町片山触 字牧ノ尾 ・・・・の一部 地目 畑 面積 1,140㎡ のうち138㎡

転用目的 農業用施設

申請理由 申請地に鶏舎を建設し利用したいので申請します。ということです。

令和3年5月13日に用途区分の変更が県の同意を得て完了いたしております。

位置図、写真、配置図は36頁~38頁です。

続きまして、3番、土地の所在

芦辺町湯岳興触 字北畑 ・・・・の一部 地目 田 面積 228㎡のうち31㎡

同じく 467番1の一部 地目 田 面積 1,118㎡のうち159㎡ 計 田が2筆で 1,346㎡のうち190㎡

転用目的 農業用施設

申請理由 申請地に農業用倉庫としてコンテナを設置し利用したいので申請します。ということです。

令和3年5月13日に用途区分の変更が県の同意を得て完了いたしております。

位置図、写真、配置図は39頁~41頁です。

続きまして42頁をお願い致します。

報告事項、「農地転用許可不要案件届出書について」、農地転用許可不要案件 届出書が、次のとおり提出されましたので報告します。

3番、土地の所在

勝本町大久保触 字大久保・・・の一部 地目 畑 面積 239㎡のうち 3㎡

申請理由 周辺の通話品質改善に伴う無線基地局設置のため。ということです。

工期が令和3年5月25日~令和3年8月31日までで

施工業者が・・・・・・・・・

位置図、写真は44頁~45頁です。

続きまして4番、土地の所在

芦辺町深江栄触 字山方 ・・・の一部 地目 畑 面積 393㎡のうち3㎡

申請人・・・・・・・・・

申請理由 周辺の通話品質改善に伴う無線基地局設置のため。ということです。

工期が令和3年5月25日~令和3年8月31日までで

施工業者が・・・・・・・・・

位置図、写真46頁~47頁です。

続きまして43頁をお願いします。5番、土地の所在

芦辺町諸吉東触 字長久保 ・・・・の一部 地目 畑 面積 398㎡の うち3㎡

申請理由 周辺の通話品質改善に伴う無線基地局設置のため。ということです。

工期が令和3年5月25日~令和3年8月31日までで

施工業者が・・・・・・・・・

位置図、写真48頁~49頁です。

以上で事務局からの報告を終わります。

議長 はい、報告事項でありますので、よろしいでしょうか。【はいの声あり】 続きまして、その他の件をお願いします。

事務局 ①7月の定例会の日程 令和3年7月26日(月)

石田庁舎 第4会議室

9 時~

②農地利用状況調査の説明会を6月28日(月)壱岐の島ホール19時~ 6月29日(火)つばさ 19時~

行うようにしていますが、今年度は調査をされている農業委員さん方だけ に案内致しておりますので、案内文書が届いた農業委員さん方は、出席方 よろしくお願いします。

- ③令和3年度「ながさき農業委員会1・1・1運動」実施要領の配付を致しております。5月定例会時に壱岐市農業委員会の目標数の説明を致しましたが、その取り組みの要領が詳しく載っておりますので、後もってご一読願います。
- ④活動記録簿を記入されて提出をお願いします。

議長 皆さん方から何かございましたら。ございませんでしょうか。それでは皆 さん方からのご意見も無いようでございますので、本日の総会の日程を終了さ せて頂きたいと思いますがよろしいでしょうか。【はいの声あり】

大変お疲れでございました。